

村上市心身障害者福祉金 が支給されます

■受給対象となる人

平成29年7月1日現在で次の①～⑤
すべてに該当する人が対象です。

- ①身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか交付を受けている人
- ②市民税が非課税で、公的年金および手当て(※)の支給を受けていない人
- ③1年以上市内に住所を有している人
- ④施設に入所していない人
- ⑤生活保護を受給していない人

※「公的年金および手当て」とは、
老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当など

■申請に必要なもの

- ・心身障害者福祉金支給申請書
(福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります)
- ・振込口座の通帳
- ・印鑑

■福祉金の額

【身体障害者】

- 1級 5万円
- 2級 4万円
- 3級 3万円

【知的障害者】

- A判定 5万円
- B判定 3万円

【精神障害者】

- 1級 5万円
- 2級 4万円
- 3級 3万円



●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎53・2111 (内線247)

または各支所地域振興課地域福祉室

重度心身障害者医療費助成制度(県障)のお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度(県障)は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費(標準負担額減額認定証を持っている人)、訪問看護医療費を助成する制度です。

自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、こちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください

部負担金だけの支払いとなります。

【一部負担金】

医療機関ごとに月ごとで
外 来 1回 530円
(月4回まで負担)

入 院 1日1200円
訪問看護 1日 250円

※調剤薬局へ支払う額は無料です

■医療費の払い戻し(償還払い)

- ①治療用装具を購入したとき
- ②入院時生活療養費(住民税非課税世帯の場合)を支払ったとき
- ③県外の医療機関を受診したとき

などは、申請をするとき、自己負担額を超えた金額を還付します。



■助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口にて提示することで、一

●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎53・2111 (内線245)

または各支所地域振興課地域福祉室